

# ○飯綱町就学指定校変更事務取扱要綱

平成 21 年 5 月 25 日  
教育委員会告示第 1 号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 8 条の規定に基づき、飯綱町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定した就学すべき学校の変更(以下「就学指定校の変更」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

**第2条** 就学指定校の変更ができる基準及び期間は、別表に定めるとおりとする。

(就学指定校の変更手続き)

**第3条** 就学指定校の変更の申請を希望する保護者は、就学指定校変更申請書(様式第 1 号)に別表で定める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請をしようとする保護者は、次の各号の条件をすべて満たしているものとする。

(1) 自らの責任と負担において当該児童を通学させること。

(2) 当該校の教育活動について理解し、協力できること。

(許可等の通知等)

**第4条** 教育委員会は、前条の申請があったときは、当該申請について審査し、第 2 条に規定する変更ができる基準に該当すると認めた場合は、その審査の結果を当該保護者に就学指定校変更許可通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

2 教育委員会は、前項に関する通知をしたときは、その旨を就学指定校の変更について関係する学校長に通知するものとする。

3 教育委員会は、第 1 項の審査の結果、認められない場合は、その審査の結果を当該保護者に通知するものとする。

(許可の取消し)

**第5条** 教育委員会は、前条により就学指定校の変更の許可を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときには、許可を取り消すことができる。

(1) 申請内容が事実と相違していることが判明したとき。

(2) 申請事由が変更され、又は消滅されたと認められるとき。

(委任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

(経過処置)

2 この要綱の施行日前に受けた、指定校の変更許可については、この要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

(第2条関係)

	対 象 理 由	許 可 期 限	添付書類
1	転居 転居のため指定校が変更となるが、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合	卒業までの期間	
2	転居 予定 家の新築・購入等で転居予定先の指定校を希望する場合	転居するまでの期間(1年間程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認書</li> <li>・ 転居予定地の土地の全部事項証明書</li> <li>・ 建築請負契約書</li> <li>・ 売買契約書</li> <li>・ 賃貸借契約書</li> </ul> <p style="text-align: right;">等の写し</p>
3	下校 後の 保護 母子・父子家庭、保護者が共働き等により、下校後、祖父母宅等に預け、または保護者の店舗等で過ごすため、その所在地を区域とする学校を希望する場合	卒業までの期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業証明書</li> <li>・ 預かり人承諾書</li> </ul>
4	兄 弟 姉 妹 関 係 兄弟姉妹が指定校変更の許可を得て在学している学校へ通学を希望する場合	卒業までの期間	
5	教 育 的 配 慮 いじめ、不登校等により、在籍の特別校への通学が困難な場合	卒業までの期間	・ 学校長の意見書
6	特 別 事 情 家庭の特殊事情(入院、看病等)身体的理由がある等、特に教育上の配慮を要する場合	教育委員会が適当と認める期間	・ 医師の診断書又は状況を説明する書類



様式第2号(第4号関係)

飯教委第 号  
年 月 日

様

飯網町教育委員会

就学指定校変更許可通知書

学校教育法施行令第8条の定めにより、下記の指定校変更を通知します。

記

- 1 就学児童氏名及び生年月日
- 2 保護者氏名及び続柄
- 3 就学児童の現住所
- 4 変更前の学校
- 5 変更後の学校
- 6 指定校を変更する理由